

新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱

6 産労農振第 23 号

令和 6 年 4 月 1 日

第 1 通則

新規就農者初期投資支援事業を実施するための事業費補助金（以下「補助金」という。）について、補助金の交付を受けようとする者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱（以下「本要綱」という。）に定めるものとする。

第 2 目的

新規就農に当たって必要となる施設や機器等の導入に要する経費を遅滞なく補助することで、速やかな営農開始と就農時における初期投資費用の負担緩和を図る。

併せて、新規就農者が生産した農畜産物の販路開拓等をサポートすることにより、農業経営の早期安定化と営農定着に寄与する。

第 3 事業内容、事業実施主体及び補助率

事業内容、事業実施主体及び補助率は、次のとおりとする。

事業内容	事業実施主体	補助率
（１）施設機器等導入費補助事業（別記１） 農畜産物の生産技術習得や農地確保等の就農準備を整えた者等が経営開始等に当たって必要となる施設や機器等の導入費及び事業実施主体が事業を推進するための経費を補助	東京都農業協同組合中央会	10／10 以内
（２）販路開拓等マネジメント事業（別記２） 新規就農者等が生産した農畜産物の販路開拓や情報発信等を支援する取組に係る経費を補助	一般社団法人東京都農業会議	10／10 以内

第 4 暴力団の排除

事業実施主体が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、本要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

なお、事業実施主体が法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等に暴力団員等に該当する者がある場合も、本要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

第 5 流用の禁止

第3の(1)の事業において、事業実施主体は別記1の第3の補助事業者（以下「補助事業者」という。）に交付する間接補助金と別記1の第6の事業推進費の相互間における経費の流用をしてはならない。

第6 補助金の交付申請

- 1 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、第3の(1)においては別記様式第1号により、第3の(2)においては別記様式第1号の2により、知事に補助金の交付申請をしなければならない。
- 2 事業実施主体が前項の規定による補助金交付申請書を提出するに当たって補助金額を算定する際に第3の(1)の内、補助事業者に交付する間接補助金については消費税及び地方消費税相当額を除くものとし、第3の(1)の事業推進費及び第3の(2)の事業費においては消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費とする。
- 3 事業実施主体が1の規定による補助金交付申請書を提出するに当たっては、申請書とともに誓約書（別記様式第1号の3）を提出しなければならない。

第7 補助金の交付決定

- 1 知事は、第6の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、第3の(1)においては別記様式第2号により、第3の(2)においては別記様式第2号の2により申請者に通知する。
- 2 前項の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。
- 3 事業実施主体は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

第8 補助金交付決定前着工

事業の着工（機械等の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情、社会情勢に応じて事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定前に着工する必要がある場合には、その旨を具体的に明記した補助金交付決定前着工届（別記様式第3号）を知事に届け出るものとする。

第9 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第10 申請事項の変更

- 1 事業実施主体が、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業に要する総事業費の配分を変更（総事業費の30%を超える額の変更以外の軽微な変更を除く。）しようとするとき。
 - (2) 補助事業の内容の変更をするとき。

(3) その他知事が必要と認める事項を変更しようとするとき。

- 2 知事は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付することができる。

第 11 事業の中止又は廃止

- 1 事業実施主体が補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第 12 事故報告

事業実施主体は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第 6 号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第 13 実施状況報告

- 1 事業実施主体は、第 7 の補助金の交付決定を受けた場合、その交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日時点の実施状況報告書（別記様式第 7 号）を作成し、当該四半期の翌月の 15 日までに知事に報告しなければならない。ただし、第 15 の実績報告書を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告は要しない。
- 2 前項の規定は、第 10 の変更の承認を受けた場合においても同様とする。
- 3 1 及び前項に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を事業実施主体から提出させることができる。

第 14 遂行命令等

- 1 知事は、事業実施主体が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、事業実施主体が前項の命令に違反したときは、事業実施主体に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第 15 実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了したとき、又は都の会計年度が終了したときは、直ちに、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第 16 額の確定

知事は、第 15 の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこ

れに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第 9 号により当該事業実施主体に通知する。

第 17 是正措置

- 1 知事は、第 16 の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業実施主体につき、これに適合させるための措置を命ずる。
- 2 第 16 の規定は、前項の命令により事業実施主体が必要な措置をした場合について準用する。

第 18 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第 16 の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、別記様式第 10 号による補助金請求書（概算払による場合は、別記様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は補助金の概算払を受けた場合において、第 16 の規定による補助金の額の確定の通知を受領したときは、概算払精算書（別記様式第 12 号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第 19 決定の取消し

- 1 知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合は、事業実施主体に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
 - (5) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は第 16 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 20 補助金の返還

- 1 知事は、第 9 又は第 19 の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、第 16 の規定により事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第 21 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 19 の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助

金の返還を命じたときは、事業実施主体は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 知事が事業実施主体に対し、補助金の返還を命じた場合において、事業実施主体がこれを納期日までに納付しなかったときは、事業実施主体は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 22 違約加算金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 21 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 第 21 の 1 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 23 延滞金の計算

第 21 の 2 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 24 他の補助金等の一時停止等

知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができるものとする。

第 25 報告及び調査

- 1 事業実施主体は、本事業の完了後、補助事業者から事業計画で定めた目標年度の間、各年度の事業の実績をとりまとめさせ、知事が必要に応じて報告を求めた際には提出すること。
- 2 前項のほか、事業実施主体が事業で導入した機器等の適切な使用の確認について調査を実施する場合は、補助事業者は事業実施主体の求めに応じて、調査に協力しなくてはならない。

第 26 財産処分の制限

- 1 事業実施主体は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）で定める期間とする）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記様式第 13 号）及びその他関係書類を、当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、補助金により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式第 14 号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項において、知事は「補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号）」に基づき、承認事務を行うこととする。

第 27 帳簿及び関係書類の整理保管

事業実施主体は、新規就農者初期投資支援事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

第 28 間接補助金を交付する際に付すべき条件

- 1 事業実施主体は、補助事業者の間接補助金を交付するときは、本要綱第 4 から第 27 までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び本要綱に従うべきこと。
 - (2) 本事業により取得し又は効用の増加した財産のうち 1 件当たりの取得価格 10 万円以上のもの（別記 1 の第 4 の 2 の補助対象施設等の内、生産施設修繕及び土壌改良に係るものを除く。）について、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、事業実施主体の承認を受けず、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。ただし、本事業を行うに当たって、補助金交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により事業実施主体による補助金の交付の決定をもって事業実施主体の承認を受けたものとする。こと。
 - ① 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を事業実施主体に納付すること
 - ② 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと
 - (3) 前号による事業実施主体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を事業実施主体に納付させることがあること。
- 2 事業実施主体は、補助事業者が補助金により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1 の（2）により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、1 の（2）ただし書の場合にあっては、第 7 による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。

- 4 事業実施主体は、1の（3）により補助事業者から納付を受けた額の都補助金相当額を都に納付しなければならない。
- 5 1及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の都補助金納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の都補助金相当額の全部を都に納付したと認められる場合は、1及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 6 事業実施主体は、本事業に関して、補助事業者から間接補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の都補助金相当額を都に返還又は返納しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別記 1)

施設機器等導入費補助事業

第 1 事業の内容

本事業は、東京都が東京都農業協同組合中央会に交付する新規就農者初期投資支援事業費補助金を原資として、新規就農者が経営を開始する等にあたり必要となる施設や機器等の導入費への間接補助金の交付を行う間接補助事業とする。

第 2 事業対象地域

実施地域は都内とする。

第 3 補助事業者

- 1 施設機器等導入費補助事業の補助事業者は、都内に住所を有し、次に掲げる者とする。

補助事業者	備 考
認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 4 第 1 項に基づき青年等就農計画の認定を受けた者又は事業実施年度内に認定を受けることが確実な者
認定新規就農者に準ずる者	1 独立・自営就農の場合は、次の要件をすべて満たす者 （１）概ね 1 年かつ年間 1,200 時間以上の研修を修了し、又は農業法人等で概ね 1 年以上の従事経験を有する等により、就農に必要な生産技術等を習得していること。 （２）前号の研修修了又は従事経験後の経過期間が 3 年以内の者 （３）自らが生産した農畜産物等を自らの名義で出荷し、かつ事業実施 3 年後の売上が 300 万円以上になると見込まれること。 （４）前号の要件に必要となる農地の所有権又は利用権を補助事業者が有していること。 2 親元就農の場合は、次の要件をすべて満たす者 （１）親の経営とは異なる営農類型や作目の導入に取り組むこと。 （２）自らが生産した農畜産物等の売上が、事業実施 3 年後に 300 万円以上になると見込まれること。 （３）親元で就農後、5 年以内の者

- 2 前項の規定に関わらず、新規就農者定着支援施設整備事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 産労農振第 2348 号）又は東京都山村・離島振興施設整備事業実施要領（平成 10 年 4 月 22 日付 9 労経農地第 1467 号）に基づき、事業を実施した者は対象としない。

第4 補助要件及び補助対象事業

1 本事業において補助対象とする事業内容、補助率等は次のとおりとする。

補助対象とする事業内容	(1) 経営開始等のための施設及び機器等の導入 (2) 経営開始等のための施設修繕及び土壌改良
補助率	補助対象経費の3/4以内(消費税は補助対象外) ただし、補助額に1,000円未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てた額とする。
補助対象経費下限額及び補助限度額	1 補助事業者の補助対象経費が500千円以上のものを対象とし、補助限度額は3,750千円とする。
補助回数	同一の補助事業者に対しての補助回数は1回限りとする。

2 補助対象とする施設等は次のとおりとする。

事業種目	補助対象施設等	具体的な事例
(1) 経営開始等のための施設及び機器等の導入	① 生産施設	ビニールハウス、果樹棚、灌水施設等
	② 流通・販売施設	農産物自動販売機、農産物調製機、保冷库、梱包機等
	③ 加工施設	食品乾燥機等
	④ 農業用機械	トラクター、管理機、農薬散布機、草刈機等
	⑤ その他経営開始に必要な施設及び機器等	
	⑥ ①～⑤を導入するための附帯工事費	電気、水道工事(最小限のもの)など最低限度の附帯工事
(2) 経営開始等のための施設修繕及び土壌改良	⑦ 生産施設の修繕に係る費用	張り替え用ビニール、補修用パイプ
	⑧ 土壌改良に係る費用	土壌改良資材(化成肥料等は除く)

3 留意事項

(1) 補助対象となる経費は、補助対象施設等の本体の購入費のほか、運搬費や据え付け、配線・配管等のための施工費も含むこととする。

(2) 補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとする。

① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

② 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費

③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(3) 補助の対象とする施設等のうち、次のものは対象外とする。

① 車両、パーソナルコンピューター等、汎用性のある機器等

② 1施設、1設備及び1機械機器等あたりの補助対象経費が100千円未満のもの

③ 生産施設の修繕に係る費用(複数の施設を修繕する場合は合算した金額)が100千円未満の場合

- ④ 土壌改良に係る費用（複数の農地を改良する場合は合算した金額）が 100 千円未満の場合
- ⑤ リースによる導入
- （４）本事業と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- （５）補助事業者は本事業により整備した施設等について、農業保険法に基づく農業共済制度に遅滞なく加入する。また、農業共済制度の引受対象外の施設・機械等である場合は損害保険等の加入に努めるものとする。

第 5 事業の推進

事業を推進するに当たり事業実施主体は、次に掲げる事項を実施するものとする。

1 問合せ対応

間接補助金の実施要領、申請様式等を作成するとともに、当該実施要領及び申請様式等のウェブサイト掲載並びに補助対象者からの問合せに対応するための職員を設置し、運営するものとする。

2 補助事業者選定

- （１）受理した補助金交付申請書（別記様式第 15 号）を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定する。
- （２）（１）に定めるところにより補助事業者を選定し、補助金の交付を決定したときは、補助事業者に対して交付決定通知（別記様式第 16 号）を送付するものとする。

3 間接補助金等支払

間接補助金に係る交付規則等を定めた上で、補助事業者に対する進捗状況管理並びに間接補助金の確定検査及び支払事務を行う。なお、当該確定検査及び支払事務は次のとおり行う。

- （１）事業実施主体は、補助事業者に対し、事業実績報告書と併せて領収書等の支出実績が確認できる資料を提出させるものとする。
- （２）（１）により提出された内容が、法令及び予算で定めるところに違反しないか、当該補助事業者が行った取組の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を審査し、当該補助事業者に交付すべき金額（以下「交付金額」という。）を確定するものとする。
- （３）当該補助事業者に対し、交付金額を通知するとともに、当該補助事業者があらかじめ指定した金融機関口座に交付金額を振り込むものとする。なお、必要があると認められる経費については概算払ができることとする。

第 6 事業推進費

東京都は前項の実施のため、事業実施主体が必要とする経費を補助するものとし、人件費、職員旅費、資料購入費、会議費、会場借料、設備等借料、設営費、消耗品、通信運搬費、印刷製本費（資料作成費を含む。）、広報費、雑役務費、委託費、外注費、システム設計・運用費、維持費、保険料、車両整備費、申請料、輸送・運搬費、公租公課、保管料及び振込手数料を補助対象経費とする。また、これらに含まれる消費税及び地方消費税は補助対象とする。

第 7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定めるところによ

るものとする。

(別記2)

販路開拓等マネジメント事業

第1 事業の内容

本事業は、一般社団法人東京都農業会議が都内の新規就農者の販路開拓や情報発信等を支援する事業とし、その内容及び補助対象経費は別表1及び別表2のとおりとする。

第2 実施計画作成及び報告

- 1 事業実施主体は、本事業の方針を示す「販路開拓等マネジメント実施計画」(別記様式第17号)を策定し、補助金交付申請書(別記様式第1号の2)に添付するものとする。
- 2 事業実施主体は、補助事業が完了したとき、又は都の会計年度が終了したときは、実施計画の実績を取りまとめた「販路開拓等マネジメント報告」(別記様式第18号)を作成し、実績報告書(別記様式第8号)に添付するものとする。
- 3 事業の内容の一部又は全部を業者に依頼する場合には、原則として次に掲げるものを提出するものとする。
 - (1) 契約内容を確認できる書類(契約書の写し等)
 - (2) 履行の確認ができる書類(都の委託完了届に準ずるもの及び報告書等)

第3 助成措置

知事は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

別表 1

事業の内容

事業の内容			補助対象としない取組等
項 目	経 費	補助対象経費内容	
新規就農者の 就農定着支援 P R 等	情報発信	新規就農者に係るホームページやデータベース、映像等の無形物の制作委託費等	1 次の取組は、補助対象としない。 (1)東京都の他の補助金の対象となっている取組 (2)公序良俗に反する取組 2 本事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助対象としない。 (1)契約書及び領収書の作成に係る経費 (2)事業実施主体が自費又は他の助成により実施中の事業を本事業に切り替えるもの (3)現金払又は金融機関からの振込払以外により支払が行われているもの (4)支払時にポイントカードを使用したもの (5)農産物を生産するための経費（種苗代、肥料や飼料等の資材費） (6)振込手数料及び代引手数料、キャンセル料 3 次の場合は、補助対象としない。 (1)支払が翌年度となる場合 (2)支出を確認できる書類のないもの (3)経費の区分が出来ないもの（他の経費と一括で請求され、明細書等の確認が出来ない場合等） (4)事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費 4 注意事項 事業の実施（イベントの開催等）により事業実施主体の収入が発生した場合は、事業を実施するために要した経費から当該収入（参加費の徴収額等）を差し引いた額を補助対象経費とすること。
		新規就農者に係る P R 用チラシやパンフレット、看板等の製作のためのデザイン代、印刷費等	
	賃金	本事業の実施に必要な賃金（臨時雇用に限る。）及び共済費（臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金）等	
新規就農者が 生産した農産物 の販売促進	イベント企画、 開催、出展	イベント開催に必要な会場借上料、出展料、消耗品費、機械器材借上料等	
	販路開拓、仲介	流通業者の意向把握のための旅費、通信運搬費等	
	指導、調査	新規就農者の圃場での現地指導又は販売促進のための調査に係る旅費、通信運搬費等	
新規就農者、 新規就農希望 者、農業者の 交流会等	交流会、勉強会 又は現地視察の 企画、開催	会場・自動車賃借料、講師謝金、旅費、消耗品、通信運搬費等	
	現地調査等	現地調査のための旅費等	

別表 2

費目別の補助対象経費

費 目	補助対象経費	補助対象としない経費等
賃金	事業の実施に伴い新たに発生する業務（販売促進等）を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・事業実施主体の正規職員に対するもの
報償費	事業を実施するため、交流会、勉強会、現地視察等での必要な専門的知識・知見の提供や資料・情報の収集や提供を行った人又は組織に対する謝礼金 （業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。）	・事業実施主体の構成員に対するもの ・菓子折や商品券など物品や金券等による謝礼 ・仲介業者等が関与し、経費内訳が明確でないもの
消耗品費	事業を実施するため、各種事務用品など、単価が税込 10 万円未満の物品	・農産物の生産に係る種苗代、資材費 ・事業実施主体の飲食に対するもの ・汎用性の高いもの（パソコン、プリンター、携帯電話、FAX、コピー機等） ・販売するために仕入れた農産物・商品の代金
印刷製本費	事業を実施するため、チラシやパンフレット、看板等の単価が税込 10 万円未満の印刷費	・単価が税込み 10 万円以上のもの
通信運搬費	事業を実施するため、資料や資材等の郵便代や宅配便代等の運搬費	・電話、FAX、インターネットの通信費（サーバー管理費・運営費含む。）
広告料	事業を実施するため、電車、バス、新聞等への広告料	
委託料	事業を実施するため、ホームページやデザイン、映像等の無形物の制作委託料	・設計費及び測量費
使用料及賃借料	事業を実施するため、会場借上料、出展料、機械器材借上料、レンタカー代等の使用料	・事業実施主体の事務所賃借料
旅費	事業を実施するため、事業実施主体の構成員に対するもの以外の旅費	・事業実施主体の構成員に対するもの ・講師となる農業者以外の旅費

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

新規就農者初期投資支援事業費補助金交付申請書
（施設機器等導入費補助事業）

新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日付 6 産労農振第 23 号）第 6
の 1 の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業目的

2 事業計画

実施方法	※事業を適正に実施するために、別記 1 の第 1 の事業内容について、どのように業務を実施するか記載してください。
実施体制	※具体的に予定している者や事務委託先がある場合は、具体名及びその者が適当な理由についても記載してください。

3 経費内訳

経費の項目	経費の見積額（又は実績額）（単位：円）
（１）補助事業者への間接補助金	
（２）事業推進費	
合 計	

4 事業完了予定年月日

年 月 日

別記様式第 1 号の 2（第 6 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（ 住 所
事業実施主体の代表者
氏 名 ）

新規就農者初期投資支援事業費補助金交付申請書
（販路開拓等マネジメント事業）

新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日付 6 産労農振第 23 号）第 6
の 1 の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業目的及び内容

2 事業費等

項 目	事 業 費				備 考
	総事業費	補助対象経費 (A)+(B)	負担区分		
			都 費 (A)	事業実施主体 (B)	
新規就農者の就農定着支援 P R 等	円	円	円	円	
新規就農者が生産した農産物の販売促進					
新規就農者、新規就農希望者、農業者の交流会等					
合 計					

3 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
都補助金	円	円	円	円	
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
販路開拓等マ ネジメント事 業	円	円	円	円	
合 計					

4 事業完了予定年月日

年 月 日

誓 約 書

東京都知事 殿

新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱第6の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱第19の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱第20の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記様式第2号（第7関係）

番 号

事業実施主体名

年 月 日付（ 第 号）で補助金の交付申請のあった新規就農者初期投資支援事業（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助事業の内容等

補助事業の内容等は、 年 月 日付（ 第 号）による申請書のとお
りとする。

第3 補助条件

規就農者初期投資支援事業を実施するための事業費補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金交付規則（昭和37年東京都規則第141号）、新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日付6産労農振第23号）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この通知の規定に従うものとする。

第4 補助率等

事業の内容、補助対象経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

事業の内容	補助対象経費	補助金額	補助率
補助事業者への間接補助金 事業推進費	円	円	補助事業に要する経費の10分の10以内
合 計			

第5 流用の禁止

事業実施主体は、補助事業者に交付する間接補助金と事業推進費の相互間における経費の流用をしてはならない。

第6 申請の撤回

事業実施主体は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

第7 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第8 申請事項の変更

- 1 事業実施主体が、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（要綱別記様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
（1）補助事業に要する事業費の配分を変更（総事業費の30%を超える額の変更以外の軽微な変更を除く。）しようとするとき。

(2) 補助事業の内容の変更をするとき。

(3) その他知事が必要と認める事項を変更しようとするとき。

- 2 知事は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付することができる。

第9 事業の中止又は廃止

- 1 事業実施主体が補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（要綱別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第10 事故報告

事業実施主体は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（要綱別記様式第6号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第11 事業実施状況報告

- 1 事業実施主体は、要綱第7の補助金の交付決定を受けた場合、その交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日時点の実施状況報告書（要綱別記様式第7号）を作成し、当該四半期の翌月の15日までに知事に報告しなければならない。ただし、第13の実績報告書を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告は要しない。
- 2 前項の規定は、第8の変更の承認を受けた場合においても同様とする。
- 3 1及び前項に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を事業実施主体から提出させることができる。

第12 遂行命令等

- 1 知事は、事業実施主体が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、事業実施主体が前項の命令に違反したときは、事業実施主体に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第13 実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了したとき、又は都の会計年度が終了したときは、直ちに、補助事業の成果を記載した実績報告書（要綱別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

い。事業を廃止した場合も同様とする。

第 14 補助金の額の確定

知事は、第 13 の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、要綱別記様式第 9 号により当該事業実施主体に通知する。

第 15 是正のための措置

- 1 知事は、第 14 の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業実施主体に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずることができる。
- 2 第 13 の規定は、前項の命令により事業実施主体が必要な措置をした場合について準用する。

第 16 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第 14 の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、要綱別記様式第 10 号による補助金請求書（概算払による場合は、要綱別記様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は補助金の概算払を受けた場合において、第 14 の規定による補助金の額の確定の通知を受領したときは、概算払精算書（要綱別記様式第 12 号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第 17 決定の取消し

- 1 知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合は、事業実施主体に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき。
 - (5) その他補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は第 14 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

第 18 補助金の返還

- 1 知事は、第 7 又は第 17 の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、第 14 の規定により事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第 19 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 17 の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、事業実施主体は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が事業実施主体に対し、補助金の返還を命じた場合において、事業実施主体がこれを納期日までに納付しなかったときは、事業実施主体は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 20 違約加算金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 19 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。
- 2 第 19 の 1 の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 21 延滞金の計算

第 19 の 2 の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 22 他の補助金等の一時停止等

知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又

は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができるものとする。

第 23 報告及び調査

- 1 事業実施主体は、本事業の完了後、補助事業者から事業計画で定めた目標年度の間、各年度の事業の実績をとりまとめさせ、知事が必要に応じて報告を求めた際には提出すること。
- 2 前項のほか、事業実施主体が事業で導入した機器等の適切な使用の確認について調査を実施する場合は、補助事業者は事業実施主体の求めに応じて、調査に協力しなくてはならない。

第 24 財産処分の制限等

- 1 事業実施主体は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 事業実施主体は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める期間とする）を経過しない場合においては、財産管理台帳（要綱別記様式第13号及びその他関係書類を、当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、補助金により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、要綱別記様式第14号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項において、知事は「補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）」に基づき、承認事務を行うこととする。

第 25 関係書類帳簿の整理保管

事業実施主体は、新規就農者初期投資支援事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

第 26 間接補助金を交付する際に付すべき条件

- 1 事業実施主体は、補助事業者の間接補助金を交付するときは、本要綱第4から第27までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び要綱に従うべきこと。
 - (2) 本事業により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格10万円以上のもの（別記1の第4の2の補助対象施設等の内、生産施設修繕及び土壌改良に係るものを除く。）について、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、事業実施主体の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。ただし、本事業を行うに当たって、補助金交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は

一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により事業実施主体による補助金の交付の決定をもって事業実施主体の承認を受けたものとする。

- ① 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を事業実施主体に納付すること
 - ② 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- (3) 前号による事業実施主体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を事業実施主体に納付させることがあること。
 - (4) 補助事業者は本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる
- 2 事業実施主体は、補助事業者が本事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
 - 3 事業実施主体は、1の(2)により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、1の(2)ただし書の場合にあっては、要綱第7による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。
 - 4 事業実施主体は、1の(3)により補助事業者から納付を受けた額の都補助金相当額を都に納付しなければならない。
 - 5 1及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の都補助金納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の都補助金相当額の全部を都に納付したと認められる場合は、1及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
 - 6 事業実施主体は、本事業に関して、補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の都補助金相当額を都に返還又は返納しなければならない。

別記様式第2号の2（第7関係）

番 号

事業実施主体名

年 月 日付（ 第 号）で補助金の交付申請のあった新規就農者初期投資支援事業（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助事業の内容等

補助事業の内容等は、 年 月 日付（ 第 号）による申請書のとお
りとする。

第3 補助条件

新規就農者初期投資支援事業を実施するための事業費補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金交付規則（昭和37年東京都規則第141号）、新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日付6産労農振第23号）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この通知の規定に従うものとする。

第4 補助率等

事業の内容、補助対象経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

総事業費	補助対象経費	補助金額	補助率
円	円	円	補助事業に要する経費の10分の10以内

第5 申請の撤回

事業実施主体は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

第6 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第7 申請事項の変更

- 事業実施主体が、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（要綱別記様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 補助事業に要する事業費の配分を変更（総事業費の30%を超える額の変更以外の軽微な変更を除く。）しようとするとき。
 - 補助事業の内容の変更をするとき。
 - その他知事が必要と認める事項を変更しようとするとき。
- 知事は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

第 8 事業の中止又は廃止

- 1 事業実施主体が補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（要綱別記様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第 9 事故報告

事業実施主体は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（要綱別記様式第 6 号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第 10 事業実施状況報告

- 1 事業実施主体は、要綱第 7 の補助金の交付決定を受けた場合、その交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日時点の実施状況報告書（要綱別記様式第 7 号）を作成し、当該四半期の翌月の 15 日までに知事に報告しなければならない。ただし、第 12 の実績報告書を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告は要しない。
- 2 前項の規定は、第 7 の変更の承認を受けた場合においても同様とする。
- 3 1 及び前項に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を事業実施主体から提出させることができる。

第 11 遂行命令等

- 1 知事は、事業実施主体が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、事業実施主体が前項の命令に違反したときは、事業実施主体に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第 12 実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了したとき、又は都の会計年度が終了したときは、直ちに、補助事業の成果を記載した実績報告書（要綱別記様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第 13 補助金の額の確定

知事は、第 12 の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこ

れに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、要綱別記様式第 9 号により当該事業実施主体に通知する。

第 14 是正のための措置

- 1 知事は、第 13 の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業実施主体に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずることができる。
- 2 第 12 の規定は、前項の命令により事業実施主体が必要な措置をした場合について準用する。

第 15 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第 13 の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、要綱別記様式第 10 号による補助金請求書（概算払による場合は、要綱別記様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は補助金の概算払を受けた場合において、第 13 の規定による補助金の額の確定の通知を受領したときは、概算払精算書（要綱別記様式第 12 号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第 16 決定の取消し

- 1 知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合は、事業実施主体に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
 - (5) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は第 13 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 17 補助金の返還

- 1 知事は、第 6 又は第 16 の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、第 13 の規定により事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、

既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第 18 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 16 の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、事業実施主体は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が事業実施主体に対し、補助金の返還を命じた場合において、事業実施主体がこれを納期日までに納付しなかったときは、事業実施主体は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 19 違約加算金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 18 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。
- 2 第 18 の 1 の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 20 延滞金の計算

第 18 の 2 の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 21 他の補助金等の一時停止等

知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができるものとする。

第 22 財産処分の制限等

- 1 事業実施主体は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善

良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める期間とする）を経過しない場合においては、財産管理台帳（要綱別記様式第13号及びその他関係書類を、当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、補助金により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、要綱別記様式第14号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項において、知事は「補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）」に基づき、承認事務を行うこととする。

第23 関係書類帳簿の整理保管

事業実施主体は、新規就農者初期投資支援事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

別記様式第3号（第8関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（ 住 所
事業実施主体の代表者
氏 名 ）

新規就農者初期投資支援事業に係る補助金交付決定前着工届

年 月 日付（ 第 号）で提出した新規就農者初期投資支援事業費補助金交付申請書に係る下記事業について、新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日付6産労農振第23号）第8の規定に基づき、別記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 補助金交付申請書年月日
- 4 着工予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 補助金交付決定前着工を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更は伴わないこと。

別記様式第4号（第10関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

新規就農者初期投資支援事業変更承認申請書

年 月 日付（ 第 号）をもって補助金の交付決定の通知のあった
標記事業について、新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日付6産労
農振第23号）第10の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認及び補助金
円の変更交付を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（別記様式第1号又は別記様式第1号の2の「記」に準じ、変更部分について二段書きで、変更
前を上段に（ ）書きにする。）

別記様式第 5 号（第 11 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

新規就農者初期投資支援事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付（ 第 号）をもって補助金の交付決定の通知のあった
標記事業について、新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日付 6 産労
農振第 23 号）第 11 の規定に基づき、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので承認されたく申
請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現状

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

新規就農者初期投資支援事業事故報告書

年 月 日付（ 第 号）をもって補助金の交付決定の通知のあった
標記事業について、新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日付 6 産労
農振第 23 号）第 12 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事故の内容

2 事故発生前における補助事業の状況

事業の 内 容	交 付 決定額	月 日現在の 支 出 額		残 高		支出予定額		事業遂行 不能の場 合の不用 額
		補助事業 に要する 経費	補助金額	補助事業 に要する 経費	補助金額	補助事業 に要する 経費	補助金額	
	円	円	円	円	円	円	円	
合計								

3 今後の対応

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（ 住 所
事業実施主体の代表者
氏 名 ）

新規就農者初期投資支援事業費補助金実施状況報告書

年 月 日付（ 第 号）をもって補助金の交付決定の通知のあった
標記事業について、新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日付 6 産労
農振第 23 号）第 13 の 1 の規定に基づき、 年 月末現在（第 四半期）の実施状況を下
記のとおり報告します。

記

1 実施状況

事業内容	交付決定時事業計画		月 日未現在 （第 四半期）執行率			3 月末日予定	
	事業量	事業費 円	事業量	事業費 円	進捗率 %	事業量	事業費 円
合 計							

2 事業完了予定年月日

年 月 日

別記様式第 8 号（第 15 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

新規就農者初期投資支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付（ 第 号）をもって補助金の交付決定の通知のあった
標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、新規就農者初期投資支援事業費補助金交
付要綱（令和 6 年 4 月 1 日付 6 産労農振第 23 号）第 15 の規定に基づき、その実績を報告します。

記

（別記様式第 1 号又は別記様式第 1 号の 2 の「記」に準じ、変更のある場合、変更部分について
二段書きで、変更前を上段に（ ）書きにする。）

別記様式第9号（第16関係）

番 号

事業実施主体名

新規就農者初期投資支援事業費補助金の額の確定について

年 月 日付（ 第 号）をもって交付決定した標記事業に対する補助金については、年 月 日付（ 第 号）をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を 円に確定する。

年 月 日

東京都知事

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

新規就農者初期投資支援事業費補助金請求書

年 月 日付（ 第 号）をもって補助金の額の確定の通知のあった標記事業費補助金について、新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日付 6 産労農振第 23 号）第 18 の規定に基づき、下記金額を請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2 内 訳

事業の内容	補助金額	備 考
	円	
合 計		

番 号
年 月 日

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

年 月 日付（ 第 号）をもって補助金の交付決定の通知のあった標記補助金について、新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日付6産労農振第23号）第18の2の規定に基づき、下記により概算払による交付を請求します。

1 概算払による請求理由

[illegible]

別記様式第 12 号（第 18 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

新規就農者初期投資支援事業費補助金概算払精算書

年 月 日付（ 第 号）をもって補助金の交付決定の通知のあった標記補助金について、新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日付 6 産労農振第 23 号）第 18 の 3 の規定に基づき、下記により精算します。

記

概算払高	支払高	戻入高	繰越高	備 考
円	円	円	円	

別記様式第 13 号（第 26 関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施年度	年度			補助事業者名			事業名	新規就農者初期投資支援事業					
事業の内容				工 期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
事業の内容	工種・ 構造 機器 区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内容	
							都補助金	その他					
合 計													

- 注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、目的外使用・譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

別記様式第 14 号（第 26 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

新規就農者初期投資支援事業により取得した財産の処分承認申請書

新規就農者初期投資支援事業により取得した(又は効用の増加した)財産について、新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日付 6 産労農振第 23 号）第 26 の 3 の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく申請します。

記

- 1 処分の理由
- 2 財産処分の対象
 - (1) 財産等の名称、所在、型式、数量
 - (2) 事業主体
 - (3) 事業費・補助金額・補助率
 - (4) 財産等の耐用年数(処分制限期間)、経過年数
 - (5) 現況図面又は写真(添付)
- 3 処分の方法(処分区分)
- 4 取扱いに関する要件の適合について
- 5 納付金額(予定額)

年 月 日

事業実施主体（長） 殿

住 所 補助事業者又は 補助事業者代表者 氏 名

新規就農者初期投資支援事業費補助金（施設機器等導入費補助事業）交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、〇〇〇〇新規就農者初期投資支援事業実施要領第〇の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 申請者の概要

生年月日				年 齢		
就農日	年 月 日	親の経営内容（※親元就農の場合）		類型※1	作目	
営農類型※1	☐ 施設野菜	☐ 露地野菜	☐ 露地果樹	☐ 乳用牛	☐ （ ）	
青年等就農計画 の認定状況	☐ 認定済	☐ 見込み	☐ 申請し ない	認定（見込み） 年月日	年 月 日	
経営農地の状況	所 在			面 積	所有・貸借の別	
				m ²		
				m ²		
				m ²		
	合 計			m ²		
技術・知識の習得 状況	研修機関等			所在地		
	研修（雇用）期間	年 月 日～ 年 月 日				
	研修（従事）内容					

※1 営農類型は、以下の営農類型から販売金額の最も多いものを選択すること。

水稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹
露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏

2 目標

(※²認定新規就農者の場合：青年等就農計画から転記)

作目・部門名	現状		目標（○年）	
	作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量
経営面積合計				

(※³認定新規就農者に準ずる者の場合：農畜産物の売上が事業実施3年後に300万円以上)

[illegible]

3 施設機器整備計画

施設・機器等整備内容及び事業 量(棟数、面積、規格、台数等)	総事業費	補助対象 経費外 ※消費税等	補助対象 経費	負担額	
				事業実施 主体	補助事業 者
	円	円	円	円	円
合 計					

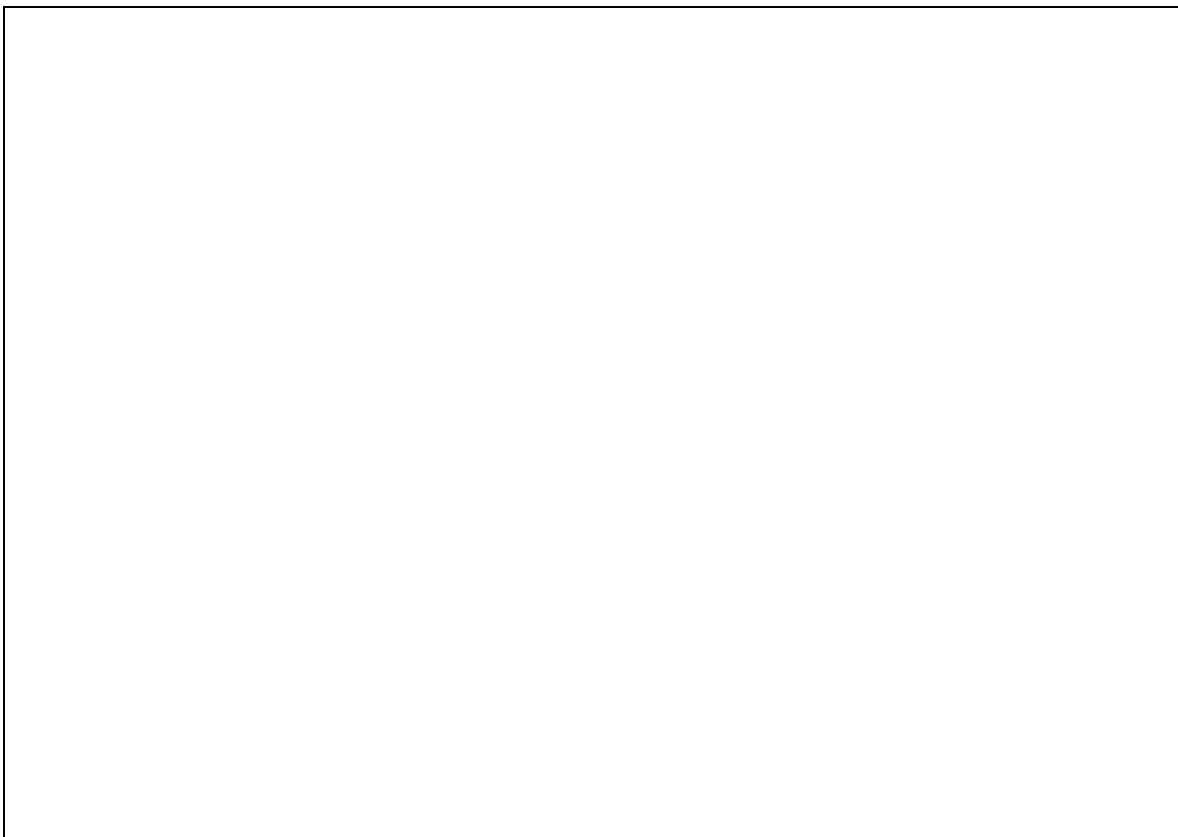
補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除く。

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 機器整備位置

(1) 整備場所

(2) 位置図



6 添付書類

- (1) 認定新規就農者にあつては青年等就農計画と認定証の写し
- (2) 認定新規就農者見込み者にあつては青年等就農計画の認定に向けた状況説明書
- (3) その他必要な資料
 - ・ 交付申請にあつては実施設計書、見積書及びカタログ又はパンフレット
 - ・ 実績報告にあつては、出来高設計書、領収書、財産管理台帳、写真

別添

青年等就農計画の認定に向けた状況説明書

1 認定を受けようとする区市町村との相談履歴等

区市町村名	区市町村との相談履歴等
	相談日、相談内容、区市町村の見解、書類提出日等

2 現在の状況

認定への課題、見込み等

3 今後のスケジュール

--

別記様式第 16 号（別記 1 第 5 関係）

番 号

補助事業者名

年 月 日付（ 第 号）で補助金の交付申請のあった新規就農者初期投資支援事業（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により補助金を交付する。

年 月 日

事業実施主体（長）

記

第 1 交付金額 金 円

第 2 補助事業の内容等
補助事業の内容等は、 年 月 日付の申請書のとおりとする。

第 3 補助条件

規就農者初期投資支援事業を実施するための事業費補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）、新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日付 6 産労農振第 23 号）、〇〇〇〇新規就農者初期投資支援事業実施要領（令和 年 月 日付 第 号）（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この通知の規定に従うものとする。

第 4 補助率等

事業の内容、補助対象経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

事業の内容	補助対象経費	補助金額	補助率
	円	円	補助事業に要する経費の 4 分の 3 以内
合 計			

第 5 暴力団の排除

補助事業者が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、要領に基づく補助金の交付の対象としない。

なお、補助事業者が法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等に暴力団員等に該当する者がある場合も、要領に基づく補助金の交付の対象としない。

第 6 申請の撤回

補助事業者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

第 7 事情変更による決定の取消し等

事業実施主体（長）は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第 8 申請事項の変更

- 1 補助事業者が、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（要領別記様式第○号）を事業実施主体（長）に提出し、その承認を受けなければならない。
 - （１）補助事業に要する事業費の配分を変更（総事業費の 30%を超える額の変更以外の軽微な変更を除く。）しようとするとき。
 - （２）補助事業の内容の変更をするとき。
 - （３）その他事業実施主体（長）が必要と認める事項を変更しようとするとき。
- 2 事業実施主体（長）は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付することができる。

第 9 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（要領別記様式第○号）を事業実施主体（長）に提出しなければならない。
- 2 事業実施主体（長）は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第 10 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（要領別記様式第○号）を事業実施主体（長）に提出し、その指示に従わなければならない。

第 11 遂行命令等

- 1 事業実施主体（長）は、事業実施主体が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 事業実施主体（長）は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第 12 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は事業実施主体（長）が定める日のいずれか早い時期までに、補助事業の成果を記載した実績報告書（要領別記様式第○号）を事業実施主体（長）に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第 13 補助金の額の確定

事業実施主体（長）は、第 12 の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決

定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、要領別記様式第○号により補助事業者に通知する。

第 14 是正のための措置

- 1 事業実施主体（長）は、第 13 の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずることができる。
- 2 第 12 の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第 15 補助金の支払及び請求

- 1 事業実施主体（長）は、第 13 の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、要領別記様式第○号による補助金請求書（概算払による場合は、要領別記様式第○号）を事業実施主体（長）に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は補助金の概算払を受けた場合において、第 13 の規定による補助金の額の確定の通知を受領したときは、概算払精算書（要領別記様式第○号）を事業実施主体（長）に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第 16 決定の取消し

- 1 事業実施主体（長）は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - （1）偽り或其他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - （2）補助金を他の用途に使用したとき。
 - （3）交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - （4）補助事業に関して、不正、怠慢或其他不適當な行為をしたとき。
 - （5）その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は第 13 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 17 補助金の返還

- 1 事業実施主体（長）は、第 7 又は第 16 の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

- 2 事業実施主体（長）は、第 13 の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第 18 違約加算金及び延滞金

- 1 事業実施主体（長）が、第 16 の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、事業実施主体は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 事業実施主体（長）が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 19 違約加算金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 18 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。
- 2 第 18 の 1 の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 20 延滞金の計算

第 18 の 2 の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 21 他の補助金等の一時停止等

事業実施主体（長）は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができるものとする。

第 22 報告

- 1 補助事業者は事業計画で定めた目標年度の間、各年度の売上等の実績をとりまとめ、事業実施主体（長）が報告を求めた際には提出すること。
- 2 前項のほか、補助事業者は事業実施主体（長）の求めに応じて、調査に協力しなくてはならない。

第 23 財産処分の制限等

- 1 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める期間とする）を経過しない場合においては、財産管理台帳（要綱別記様式第13号及びその他関係書類を、当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、要領別記様式第〇号により事業実施主体（長）に申請し、あらかじめ事業実施主体（長）の承認を受けなければならない。
- 4 前項において、事業実施主体（長）は、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号。以下「承認基準」という。）に基づき承認事務を行うこととし、その場合、承認基準の「50 万円以上」は「10 万円以上」に読み替えるものとする。

第 24 関係書類帳簿の整理保管

事業実施主体は、新規就農者初期投資支援事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

第 25 その他の条件

- 1 補助金により取得し又は効用の増加した財産のうち 1 件当たりの取得価格 10 万円以上のもの（補助対象施設等の内、生産施設修繕及び土壌改良に係るものを除く。）について、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、事業実施主体（長）の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。ただし、本事業を行うに当たって、補助金交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により事業実施主体による補助金の交付の決定をもって事業実施主体（長）の承認を受けたものとする。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を事業実施主体に納付すること
- (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 2 前号による事業実施主体（長）の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- 3 補助事業者は本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

別記様式 17 号（別記 2 第 2 関係）

販路開拓等マネジメント実施計画

1 現状と課題

--

2 目的

--

3 事業の概要

項 目	内 容	実施回数	事業費	備 考 (主な経費の記載)
1 新規就農者の就農定着支援 PR 等			円	
2 新規就農者が生産した農産物の販売促進				
3 新規就農者、新規就農希望者、農業者の交流会等				
合 計				

4 期待される効果

--

5 添付資料

- (1) 現状や新たな取組内容が分かる資料
- (2) 配布・利用計画等の資料
- (3) 経費一覧表
- (4) 経費の積算の根拠となる資料（見積書等）
- (5) その他

別記様式第 18 号（別記 2 第 2 関係）

販路開拓等マネジメント報告

1 現状と課題

--

2 目的

--

3 事業の概要

項 目	内 容	実施回数	事業費	備 考 (主な経費の記載)
1 新規就農者の就農定着支援 PR 等			円	
2 新規就農者が生産した農産物の販売促進				
3 新規就農者、新規就農希望者、農業者の交流会等				
合 計				

※詳細内訳を添付すること。

※金額の変更部分について二段書きで、変更前を上段に（ ）書きにすること。

4 事業の成果

--

5 添付資料

- (1) 成果物の図面又は写真（活用場面を含む。）
- (2) 配布・利用実績等の資料
- (3) 経費一覧表
- (4) 支出を証明する書類（領収書等）
- (5) 収支報告等の資料（補助事業の実施により発生した収入がある場合）
- (6) その他